## 第20号議案

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

提出者 足立区長 近藤弥生

9, 350

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 足立区道路占用料等徴収条例(昭和28年足立区条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部金額の欄中

	7	,	9	7	0
1 7	万 2	,	2	0	0
1 7	万 6	,	5	0	0
	6	,	4	4	0
	1	万	4	0	0
1 7	万 4	,	2	0	0
			7	1	0
				7	1
				4	2
	6	,	9	8	0
	4	,	2	7	0
1 7	万 4	,	2	0	0
	2	万	3	0	0
1 7	万 4	,	2	0	0

 1万4,300

 1万9,300

 7,720

 1万2,400

 1万7,000

 830

 83

 50

 8,180

 5,010

 1万6,700

2万3,400

1万6,700

に改め、同表法

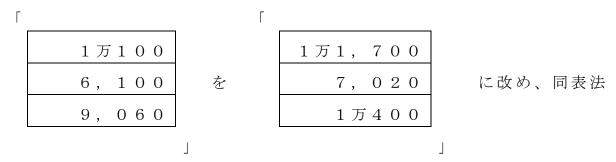
第32条第1項第2号に掲げる物件の部金額の欄中

を

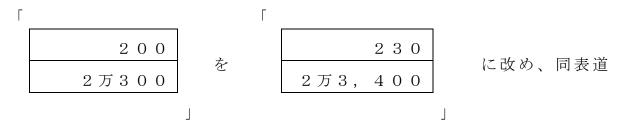
Γ

4, 270       8, 540		5,010	
2, 990		3, 500	
1, 700		2,000	
1, 280	を	1, 500	に改め、同表法
8 5 0		1,000	
6 4 0		7 5 0	
4 2 0		5 0 0	
2 9 0		3 4 0	
1 6 0		1 9 0	

第32条第1項第3号に掲げる施設の部金額の欄中「1万2,400」を「1万4,800」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の部金額の欄中「1万4,200」を「1万6,700」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の部金額の欄中



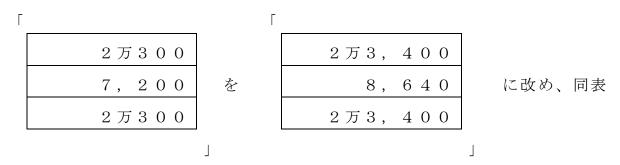
第32条第1項第6号に掲げる施設の部金額の欄中



路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条 第1号に掲げる物件の部金額の欄中

2万300		2万3,400	
1万1,300		1万3,300	
2 0 0	を	2 3 0	に改め、同表
2万300		2万3,400	
20万3,300		23万4,000	
10万1,600		11万7,000	
	J		J

令第7条第2号に掲げる工作物の部金額の欄中「1万4, 200」を「1万6, 700」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場の部金額の欄中



令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の部金額の欄中「1万4, 200」を「1万6, 700」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの占用に係る占用料については、な お従前の例による。

## (提案理由)

道路占用料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。